

# 社協だより

令和3年10月15日 (第138号)

発行者  
 社会福祉法人  
 高山村社会福祉協議会  
 TEL 242-1220  
 FAX 242-1222  
 印刷所  
 (株) オフセット

## 福祉輸送サービスのご案内



今日も病院から自宅まで安全にお連れしました

### 掲載記事

- ご相談ください…………… 2
- 共同募金公募配分事業…………… 2
- 須高地域成年後見センター…………… 3
- フラワーセンターからのお知らせ… 4
- 社協からのお知らせ他…………… 4



社協だよりは、赤い羽根共同募金の配分金で発行されています。

### 利用方法

高山村社会福祉協議会で、移動に車いすが必要な方で、公共交通機関を利用できない方を対象に、安心して通院等を行っていただけるよう、福祉車両による「福祉輸送サービス(福祉有償運送)」を行っております。

事前に登録申請を行っていただき、利用毎に予約が必要となります。

なお、車両の利用状況により、日程の調整をお願いする場合があります。

### 利用料金(片道)

1回300円の基本料金に、村境から1キロメートルごとに50円加算されます。

詳しくは社協までお問い合わせください。

### コロナの影響で生活費にお困りの方は

ぜひ相談ください

新型コロナウイルスの影響を受け、失業や休業等で収入が減るなどで、緊急かつ一時的に生計を維持する事が困難になった場合にご利用いただける、「緊急小口資金、総合支援資金、の特例貸付制度及び再貸付」が、令和3年11月末まで延長になりました。

金の貸付を受け生活再建が果たせた方など、うれしい報告も届いています。貸付は無利子で、保証人も不要です。一人で悩まず社協にご相談ください。



コロナの影響で生活に困り相談に見えた方の中には、新しく仕事が見つかった方や仕事が再開できた方、資

### 令和4年度 共同募金公募配分 事業者を募集します

地域の安全・安心なまちづくり活動を支援するため、令和4年度に行う次の事業に対し助成します。

申請の方法や相談等、お気軽に社協までお問い合わせください。なお、過去に本事業を利用した団体は対象となりません。

#### 「安全安心なまちづくり」活動支援事業

##### 対象事業

地域住民を対象として行う防災・防犯に関する活動・訓練・研修及び防災物品の整備

##### 助成額

20万円 (限度額)

##### 対象団体

行政区・NPO団体等

##### 申込期限

令和3年11月15日(月)までに社協事務局に申請書類を提出してください。

## 松の湯倶楽部の体操

コロナ禍でも、健康を保つ運動をしましょう！

外出自粛で、運動不足が続くとフレイル（心と体が弱ってきた状態）に近づきます。予防するためには、自宅でできる簡単な体操を毎日行うことが大切です。

YOU遊ランドのインストラクターが、松の湯倶楽部で行う体操を紹介します。

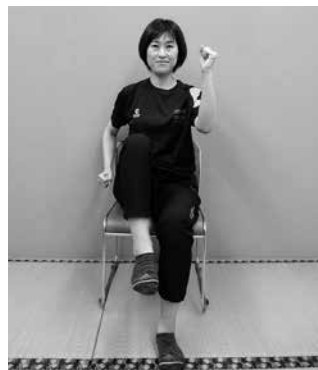
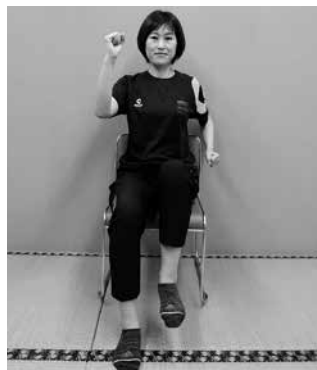
### 1 上体のストレッチ



椅子に座って背筋を伸ばした状態で両手を耳の高さに上げ、そこから真上に伸ばす。5秒ほどキープし元の位置に戻す、を10回繰り返す。

※ポイント 腕を上げた際に上体が反らないよう注意。

### 2 有酸素運動



- 椅子に浅めに座る。  
(難しい場合は背もたれに寄りかかってもOK)
- 腕を大きく振りながら腿を交互に上げる。  
(体の状態に応じて、3分～5分を目標に行う。)

### 3 脚の筋力トレーニング



- 椅子の背もたれやテーブルの端に手を置き、つま先立ちを20回繰り返す。

# 須高地域成年後見センターが開設されました

認知症・知的障がい及び精神障がい等によって判断能力の衰えた方の権利を守り、安心して自分らしく生活が続けられるよう、10月1日に「須高地域成年後見センター」が開設されました。

## 1、成年後見制度とは

認知症や知的障がい及び精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、不利益を被ることにないよう、援助者（成年後見人）を選ぶことで、権利と財産を守り支援する制度です。

## 2、成年後見制度の種類は

すでに判断能力が十分でない方が利用できる「法廷後見人制度」と判断能力が低下する前に準備したい方が利用できる「任意後見人制度」の2つがあります。

### 【法廷後見人制度】

（すでに判断能力が十分でない方）

家庭裁判所に審判を申し

出ていることによって、成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれ、本人を援助します。

### 【任意後見人制度】

（判断能力が低下する前に準備したい方）

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を、あらかじめ契約によりきめておく制度です。

制度についてのお問い合わせは、

- ・須高市社会福祉協議会の成年後見制度担当  
☎026-214-1027
- ・高山村役場村民生活課福祉係  
☎026-242-1200
- ・高山村社会福祉協議会  
☎026-242-1220



## 成年後見制度

### 法廷後見人制度

判断能力が不十分な状態にある

### 任意後見人制度

判断能力が不十分な状態になる前に準備しておく

#### 補助

判断能力が不十分

契約行為もおおむね理解できるが、不安がある



#### 保佐

判断能力が著しく不十分

物忘れが多く、重要な契約行為はできない



#### 後見

判断能力が全くない

家族の区別もつかなく、契約行為は全くできない



十分な能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に、自分の生活、身上監護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくというものです。



### 社協会費の御礼

高山村社協会費は、「誰もが住みなれた地域で、安心して暮らし続けるために」各種の福祉事業活動の大切な財源として役立たせていただいています。

本年度も、区長さんを通じて社協会費の取りまとめをお願いしたところ、村民の皆様から213万8千円を納入していただきました。大変ありがとうございました。



### 赤い羽根共同募金にご協力をお願いします

今年も10月1日から12月31日まで、全国一斉に赤い羽根共同募金が始まりました。

お寄せいただく募金は、共同募金中央会に集約された後、翌年度にその内の約7割が市町村社協に配分され、福祉活動に活用されます。

### フラワーセンターからのお知らせ

4月1日から、就労継続支援B型事業所のフラワーセンターに、ニューフェースが加わりました。今年、フラワーセンターに勤務することになりました。松本真です。

苗床に花の種を蒔いて発芽させ、それをピンセットで小さなポットに移植。苗の成長に合わせてポットの大きさを変えながら育て、5月の高山村花いっぱい運動のスタートには、シニアクラブ連合会をはじめ村内各地区に行き渡るよう、花苗を配布しました。また、この時期は、クリ



スマス前のシクラメンの出荷を目指し、病害虫の防除や温度管理、水やりなどに気を配ることにより、順調に生育しています。12月には、カラフルな色の花を咲かせたシクラメンを、皆さんに楽しんでいただけるよう頑張っています。スタッフ一同ご利用をお待ちしています。

### 社協ふれあい祭り中止のお知らせ

今年の「社協ふれあい祭り」は、新型コロナウイルス感染症防止のため、中止させていただきます。

高齢者福祉センターの小和室の利用は予約制に変わりました。

### 社協からのお知らせ

#### 独り暮らし高齢者料理教室

独り暮らし高齢者の皆さんを対象に、今年度2回目の料理教室を開催します。

高齢期を健康で過ごすためには、バランスの良い食事が大切です。村の管理栄養士が健康に良い季節ごとのメニューを考案。食改の皆さんと共に楽しく調理し、おいしく食べましょう。

日時 12月2日(休) 午前10時～正午  
場所 保健福祉総合センター



楽しさいっぱいの料理教室

### 急募

介護職員を募集します。

#### 職種

○介護職員

#### 仕事内容

○デイサービス介護業務

○松の湯介護業務

#### 採用要件

採用予定 若干名

#### 雇用期間

○令和4年3月31日まで (更新あり)

#### 勤務形態

○週に1～4日程度勤務 できる方(応相談)

○勤務時間 午前8時30分から午後4時30分まで(応相談)

#### 勤務条件

○賃金 943円(時給)

#### 応募方法

履歴書に必要な事項を記入のうえ、高山村社会福祉協議会事務局まで提出してください。(郵送可能)

本誌掲載の記事についてのお問い合わせ・申込先は、高山村社会福祉協議会 ☎242-1220 まで